



令和7年度

宮城県任期付職員(DX推進(課長補佐級))募集要項

令和7年12月24日
宮 城 県

宮城県では、これから本格化していく人口減少社会においても、県民が安心して暮らすことができ、持続的に発展した、活力あふれる宮城を目指して、あらゆる分野でDXの取組を強化しています。

その一環として、デジタル分野における人的資源が限られる県内市町村に宮城県から派遣し、当該市町村でDX推進の取組に従事する任期付職員を募集します。

なお、本考査の申し込み受付はビズリーチ求人ページ
(<https://www.bizreach.jp/job/view/6358532/?ref=jobfeature>)で受け付けますが、ビズリーチ求人ページからの申し込みができない場合に限り、みやぎ電子申請サービス(LoGo フォーム)
(<https://logoform.jp/form/GQGB/1376160>)でも受け付けます。

- | | |
|----------|----------------------------|
| ◎ 申込受付期間 | 令和7年12月24日(水)～令和8年1月20日(火) |
| ◎ 第1次考査 | 令和8年1月24日(土)～令和8年2月1日(日) |
| ◎ 第2次考査 | 令和8年2月14日(土) |

1 考査の職種・採用予定人員・勤務先(予定)・職務の概要

考査の職種	採用予定人員	勤務先(予定)	職務の概要
DX推進 (課長補佐級)	4人程度	丸森町、山元町、大和町、色麻町	DX方針・計画の策定、DX施策・プロジェクトの推進、継続的なDXの実現に向けた人材育成や体制整備など、行政におけるDX推進に関する事務全般に従事します。

- ※ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の規定により派遣され、原則として宮城県と勤務先市町村の職員の身分をあわせ有することとなります。
- ※ 採用予定人員及び勤務先については、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。
- ※ 採用後、主に年度単位で勤務先市町村が変更となる場合があります。

2 任期

原則として令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

- ※ 採用された日から5年以内の範囲で任期を更新することがあります。
- ※ 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮城県条例第9号)」第2条第1項の規定により特定任期付職員として採用します。

3 応募資格

- (1) デジタル分野の経験・スキルとして以下の要件を全て満たす人
- ① 民間企業、地方公共団体等において、デジタル技術を活用する部門若しくは情報システムを所管する部門で管理職を含むプロジェクトマネジメント業務又は同等の業務に従事した職務経験年数が直近 10 年間の間に通算 3 年以上であること
 - ② I T ストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、システム監査技術者試験、情報処理安全確保支援士、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、エンベデッドシステムスペシャリスト試験、I T サービスマネージャ試験、P M P 試験のいずれかに合格していること
- ※ 想定する職務を行うにあたり望ましい経験は以下のとおりです。
- ・ 組織内外の関係者を巻き込みながら、組織のDX計画やセキュリティポリシー等の全体方針・戦略策定に携わった経験
 - ・ 組織内の業務課題を把握し、課題解決に向けたデジタルソリューションの企画・提案または導入支援を行った経験
 - ・ 複数部署で共通利用される情報システム基盤（端末、ネットワーク、共通アプリケーション等）の導入・運用を関係者やベンダーと調整し推進した経験
 - ・ 組織内外に対して、DX推進や情報セキュリティに関する研修・教育の企画・実施、または推進体制の整備を行った経験
- ※ 在職中に連続して 3 か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験から除きます。
- ※ 最終合格発表後、職務経験期間及び保有資格の確認のため、職歴証明書及び保有資格の証明書を提出していただきます。

- (2) 次のいずれかに該当する人は、(1)の要件を満たしても応募できません。

- ① 日本の国籍を有しない人
- ② 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する人
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの
人
 - ・ 宮城県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する
罪を犯し、刑に処せられた人
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成
し、又はこれに加入した人
- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている人（心神耗弱を原因とする人を
除く。）
- ④ 現に宮城県職員である人（会計年度任用職員及び令和8年4月1日時点で65歳の人を除く。）

4 考査の実施時期・考查種目・考查会場

考査の実施時期		考査種目	考査会場等
第1次考査	令和8年1月24日（土） ～令和8年2月1日（日）のうち指 定する日	口述考査	オンライン開催
第2次考査	令和8年2月14日（土） 予備日：令和8年2月15日（日）	人物考査	仙台市内

(注) 第2次考査の詳細については、第1次考査合格者に電子メールでお知らせします。

(注) 災害の発生等やむを得ない事情により考査日時、考査会場、合格発表などを変更する場合には、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課のウェブページでお知らせします。

5 考査内容

考査種目	内 容	
第1次考査	口述考査	DX推進人材として必要な専門的知識についての口述式による考査（個別面接（オンライン））
第2次考査	人物考査	公務員としての適格性についての人物面からの考査（個別面接（対面））
資格調査	応募資格の有無、受考申込書に記入された内容の真否等についての調査	

6 考査の配点及び合格者の決定方法

(1) 配点

第1次考査	第2次考査	総合得点
口述考査	人物考査	
100	100	200

(2) 最終合格者は各考査の結果を総合して決定します。

- (3) 各考査種目の得点は、原則として標準点化します。標準点とは、平均点及び標準偏差等を用いて算出するもので、受考者の点数は、おおむね0点から100点に分布し、平均点は50点となります。ただし、各考査種目の受考者数によっては、標準点化しない場合もあります。
- (4) 各考査種目において、それぞれの合格基準に満たない種目がある場合は、他の考査種目の成績にかかわらず不合格になります。

7 受考上の配慮

障害により、車椅子等を使用するなど、受考上の配慮を希望する人は、受考申込時に宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班（電話(022)211-2472）に連絡してください。

8 申込受付期間・受考手続等

インターネットにより申し込んでください。

申込受付期間	令和7年12月24日（水）から令和8年1月20日（火）まで
申込方法及び申込先	ビズリーチ求人ページ(https://www.bizreach.jp/job/view/6358532/?ref=jobfeature)へアクセスし、申し込んでください。 ※ビズリーチ上で申し込みができない場合は、みやぎ電子申請サービス（LoGo フォーム）(https://logoform.jp/form/GQGB/1376160)から申し込んでください。
受考票の交付	受考票は申込受付後に電子メールで送付しますが、令和8年1月23日（金）までに届かない場合は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班（電話(022)211-2472）にお問い合わせください。

9 合格発表・採用時期等

合格発表	第1次	令和8年2月6日（金）予定	合格者の受考番号を宮城県行政庁舎1階に掲示します。また、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課のウェブページに掲載するほか、合格者に電子メールでお知らせします。	
	最終	令和8年2月20日（金）予定		
職務経験期間の確認		職務経験期間及び保有資格を確認するため、最終合格者には職歴証明書及び保有資格の証明書を提出していただきます。 なお、職務経験期間及び保有資格が確認できない場合には、採用しません。		
採用時期		最終合格者については、原則として令和8年4月1日以降に採用する予定です。		

10 考査結果の提供

- (1) この考査の結果については、開示請求によらずに即日提供を受けることができます（下表参照）。
提供を希望する場合は、受考者本人が、受考票及び本人であることを証明する書類（運転免許証、個人番号カード等）を持参の上、午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日を除く。）に、下表の提供場所に直接おいでください。
なお、電話により考査結果の提供を受けることはできません。

提供を受けることができる人	提供内容	受付期間	提供場所
第1次考査不合格者	考査種目別の得点、総合得点及び総合順位	第1次考査合格発表日から1か月間	宮城県企画部 デジタルみやぎ推進課 (仙台市青葉区本町三丁目8-1 (県庁3階北側))
		最終合格発表日から1か月間	

- (2) 考査結果の提供についての詳細は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班（電話（022）211-2472）にお問い合わせください。

11 給与

- (1) 給料は、地域手当を含め、おおむね次のとおりです。
(令和8年4月現在)

給料（地域手当含む。）
519,781円

- (2) (1)のほか、通勤手当、期末・勤勉手当（年間約3.7か月分）等がそれぞれの要件により支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません。

※ 期末・勤勉手当は年2回支給されます。在職期間が最大の場合、年間約3.7か月分となります。
在職期間の算定期間は12月2日から6月1日及び6月2日から12月1日までであり、在職期間に応じ減額となります。

12 勤務条件等

(1) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

(2) 勤務時間

勤務先市町村の規定によります（例：8:30～17:15（休憩時間：60分））。

(3) 休日

原則として土日、祝日、年末年始

※上記のほか、勤務先市町村の規定により年次有給休暇が取得可能です。

13 そ の 他

(1) サポート体制

チャットツールを活用し、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課職員及び今回採用する人材との間で専用の組織を形成し、常時コミュニケーション可能とするほか、月1回程度県庁において状況報告やコミュニケーションの機会を設定するなど、デジタルみやぎ推進課が全面的にバックアップします。

(2) 得られるキャリア価値

本ポジションは総務省が定義する要件を満たすことから、採用者は「自治体DXアクセラレータ」への推薦を予定しています。ITアーキテクチャやBPRの専門スキルに加え、行政特有の合意形成力や予算・議会対応など、希少性の高い「リボルビングドア人材」としてのキャリア・スキルが獲得できます。

この考查についての詳細は、宮城県企画部デジタルみやぎ推進課地域情報化推進班（電話(022)211-2472）にお問い合わせください。